

一般社団法人日本形成外科学会 特定分野指導医制度 ：皮膚腫瘍外科分野指導医施行細則

平成 25 年 3 月 制定

平成 26 年 4 月 改定

平成 26 年 10 月 改定

第 1 章 運営

第 1 条 日本形成外科学会特定分野指導医(以下特定分野指導医と略記)制度細則の施行にあたり、細則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第 2 章 特定分野指導医認定委員会

第 2 条 特定分野指導医認定委員会(以下委員会と略す)の委員長(以下委員長と略す)は理事長が指名する。

第 3 条 委員会の委員数は 10 名以上とする。委員は、理事長が会員の中から選任する。

第 4 条 委員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

第 5 条 委員に欠員が生じたときは委員長が補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 条 委員会の開催には、定数の 2 分の 1 以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第 7 条 委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第 8 条 委員会の事務は日本形成外科学会事務局において行う。

第 3 章 特定分野指導医申請資格

第 9 条 特定分野指導医の認定を申請するものは、以下の条件を満たしていなければならない。

1) 形成外科領域専門医(暫定期間においては日本形成外科学会専門医)を取得後、日本形成外科学会認定皮膚腫瘍外科分野指導医が常勤している施設で 3 年以上の研修歴を有していること。

*但し、2015(平成 27)年 3 月 31 日までの期間は、日本形成外科学会認定施設および教育関連施設における研修歴を認める。

2) 日本形成外科学会学術集会(基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会および地方会も可[旧称:日本形成外科学会支部学術集会および地方会])における皮膚腫瘍外科領域に関する 2 回以上の発表歴(筆頭もしくは発表指導者)あるいは、皮膚腫瘍外科領域に関する 1 編以上の学術論文執筆歴(筆頭もしくは執筆指導者)を有していること。

*学術集会の発表歴には、特別講演や教育講演などの講演歴、ランチョンセミナーなど関連プログラムでの講演歴、学術集会での座長や司会歴も含まれる。

*執筆指導者(発表指導者)とは、共同執筆者(発表者)の中で最も指導的立場にいる執筆者(発表者)が該当する。

3) 皮膚腫瘍外科領域における症例の記録を提出する。対象となる疾患、書式については別紙(申請の手引き)に定める。

4) 日本形成外科学会が主催する特定分野指導医認定教育セミナーの受講歴を 2 回以上有していること

第 4 章 申請書類

第 10 条 特定分野指導医の認定を申請する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

1) 認定申請書

2) 医師免許証(コピー)

3) 履歴書

4) 研修証明書

5) 日本形成外科学会専門医認定証(コピー)あるいは形成外科領域専門医認定証(コピー)

6) 業績目録

- 7) 症例の記録
- 8) 教育セミナー受講証明書（2回分）

第11条 施行細則第4章、第10条にいう症例の記録とは以下である。

所定の用紙に記載された手術記録（10症例：申請者が執刀、もしくは第1助手を務めた症例）および手術症例の一覧表

第5章 更新申請書類

第12条 特定分野指導医の更新を申請する者は、指導医資格の有効期間満了の年度内に次の各項に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 資格更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 日本形成外科学会専門医認定証（コピー）または形成外科領域専門医認定証（コピー）
- 4) 日本形成外科学会特定分野指導医認定証（コピー）
- 5) 業績目録
- 6) 診療実績報告書

第6章 審査料および登録料

第13条 審査料は、次の如くとする。

- 認定審査料 10,000円
- 更新審査料 10,000円

第14条 既納の審査料は、返却しない。

第15条 登録料は、次の如くとする。

- 認定登録料 10,000円
- 更新登録料 10,000円

第16条 既納の登録料は返却しない。

第7章 審査の時期および申請先

第17条 委員会は、特定分野指導医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施6ヵ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第18条 申請先および手数料送金先は、日本形成外科学会事務局とする。

第8章 附則

第19条 この細則は、平成27年4月1日より施行する。

第20条 この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第21条 この細則の実施に関して生じる疑義については、委員会で審議し決定するものとする。